

令和2年度

監査報告書 V

(行政監査)

飯田市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

第2 監査のテーマ

公の施設の安全管理について（公園、学校、保育園等の遊具）

第3 監査の対象

監査委員の合意により、次に掲げる遊具の安全管理について対象とした。

- (1) 健康福祉部 子育て支援課 公立保育園（16園）
- (2) 建設部 土木課 市が管理している都市公園、児童遊園等（67箇所）
- (3) 教育委員会 学校教育課 小学校（19校）

第4 監査の着眼点

- (1) 遊具の点検が、専門技術者（業者）により定期的に行われているか。
- (2) 専門技術者（業者）による定期点検において、不備があると認められた事項について、遅滞なくその改善措置を講じるなど適切な対応を行っているか。
- (3) 専門技術者（業者）による定期点検以外に、施設管理者による安全点検（日常点検等）が、マニュアルや管理手順に沿って、適切に行われているか。
- (4) 施設管理者による安全点検（日常点検等）において、不備があると認められた事項について、遅滞なくその改善措置を講じるなど適切な対応を行っているか。
- (5) 点検等により使用不可となった遊具について、利用者の安全対策が図られているか。
- (6) 主管課と施設管理者において、遊具の不備等に係る情報共有が着実に実施されているか。
- (7) 安全点検票に記載された点検結果と現地の状況は合致しているか。
- (8) 遊具の点検方法等管理に関するマニュアルや手順書について、施設管理者が内容を理解しているか。また、随時、マニュアル等の内容の見直しが行われているか。
- (9) 主管課は、施設管理者（点検者）がマニュアルに沿った点検ができるよう、点検に関する力量を保持する仕組みを構築しているか。
- (10) 遊具で事故が起こった際の連絡体制が周知されているか。
- (11) 遊具の点検、修理等に係る業務委託契約は法令に沿って実施されているか。
- (12) 遊具の点検、修理等に係る会計事務は法令に沿って実施されているか。
- (13) 上記の他、現地における予備監査の際、遊具の異常等はないか。

第5 監査の主な実施内容

- (1) 事前に遊具の主管課である子育て支援課、土木課、学校教育課に対し、点検報告書等資料の提出を求め、事務局にて関係書類の調査照合等を行い、適宜、関係職員から説明を聴取した。
- (2) 遊具が設置されている全ての公立保育園、公園、小学校のうち、必要と認めた施設に対して、監査の着眼点に鑑み予備監査（現地監査）を実施した。その際、必要に応じて施設管理者から資料を求め、説明を聴取した。
- (3) 予備監査の結果を踏まえ、主管課に対して監査の着眼点に鑑み面接監査を実施した。

第6 監査の期間

令和2年12月23日から令和3年5月12日まで（面接監査は令和3年2月9日に実施）

第7 監査を実施した監査委員

監査を実施した監査委員は次のとおり。

令和2年12月23日から令和3年5月12日まで 戸崎 博監査委員、加藤良一監査委員

令和2年12月23日から令和3年4月27日まで 清水 勇監査委員

第8 監査の結果

遊具の安全管理に関しては、概ね適正に処理されていたことを認めた。

部署等における監査結果は次のとおりである。是正又は改善、改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

【監査結果件数】

監査種類	部署名	監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討要望事項
行政監査	子育て支援課	0	0	1
	土木課	0	1	3
	学校教育課	0	1	3
	合計	0	2	7

【監査結果の区分】

指摘事項：財務に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

検討要望事項：制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

なし

【指導事項】

- (1) 遊具の点検業者による定期点検の結果、「使用不可」と判定された公園遊具の一部について、講じられた安全措置が不十分であることを認めた。看板による注意喚起だけでなく立入禁止措置を行うなど、速やかに適切な措置を講じること。

【土木課】

- (2) 各小学校で定めた遊具管理手順には、点検管理者（校長が任命した者）が、日常点検の結果を校長に報告し、校長が確認することになっているが、一部の小学校で点検結果記録用紙に校長の確認が見受けられないことを認めた。すべての小学校で管理手順に沿って、点検結果を校長が確認できるよう、点検記録用紙の様式の見直しを行うこと。

【学校教育課】

【検討要望事項】

- (1) 遊具の安全管理に関して、主管課が定めた管理手順が各保育園に浸透しており、適切に対応されていることを認めた。今後、人事異動により職員が替わっても、現行システムが着実に引き継がれるよう徹底するとともに、「遊具安全点検マニュアル」の改訂を行いながら事故防止に努められたい。なお、マニュアルの改訂の際には、経過がわかるよう改訂日を表記されたい。

【子育て支援課】

- (2) 安全措置に苦慮している遊具について、他自治体の取組事例を参考にするなど工夫して安全対策に取り組まれたい。

【土木課】

- (3) 年に3回、公園管理の担当職員による遊具の安全点検が行われているが、点検の際に使用する「遊具等安全点検票」に、遊具の周囲の侵入物（木の枝や害虫）の状況や聴音診断等の点検項目を加えて、更なる適切な安全点検の実施に努められたい。

【土木課】

- (4) 公園で事故等が発生した際に速やかに対応できるよう、且つ職員の人事異動も考慮して、危機管理等の対応マニュアルを整備されたい。

【土木課】

- (5) 遊具の点検業者が作成した「遊具点検結果報告書」に記された遊具の判定結果について、主管課と施設管理者（小学校）において、遊具の使用可否の状況が明確に認識されていないことを認めた。主管課は点検業者の協力を得て、使用可否の判定基準をわかりやすく整理し、明文化した上で、施設管理者と情報共有を行い、主管課と施設管理者で連携を図りながら適切な遊具の安全管理に努められたい。

【学校教育課】

- (6) 一部の小学校に、PTAや卒業生等が設置した遊具が存在していることを認めた。すべての小学校において、これらの遊具の実態を把握するとともに、今後の管理方法や事故が発生した際の責任の所在を明確にされたい。

【学校教育課】

- (7) 各小学校が、自ら定めた点検結果記録用紙により遊具の日常点検を実施しているが、点検内容について学校間で統一性がないことを認めた。主管課として、各小学校における遊具の点検内容を把握し、点検項目から遊具周囲の状況など必要な項目が漏れていないかをチェックし、すべての小学校で適切な点検が実施されるよう横展開されたい。また、小学校の点検管理者を対象に講習会を実施するなど点検に必要な力量を保持するための取組を検討されたい。

【学校教育課】

第9 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第14項の規定に基づくもの）

1 令和2年度 監査報告書V（行政監査）指導事項

指導事項	措置状況
<p>(1) 遊具の点検業者による定期点検の結果、「使用不可」と判定された公園遊具の一部について、講じられた安全措置が不十分であることを認めた。看板による注意喚起だけでなく立入禁止措置を行うなど、速やかに適切な措置を講じること。</p>	<p>(1) 指導いただきました箇所について、既にトラロープで囲い、看板と併用した立入禁止措置を行いました。 【土木課】</p>
<p>(2) 各小学校で定めた遊具管理手順には、点検管理者（校長が任命した者）が、日常点検の結果を校長に報告し、校長が確認することになっているが、一部の小学校で点検結果記録用紙に校長の確認が見受けられないことを認めた。すべての小学校で管理手順に沿って、点検結果を校長が確認できるよう、点検記録用紙の様式の見直しを行うこと。</p>	<p>(2) 管理手順に沿って点検結果を校長が確認したことがわかるよう、校長のチェック欄を設けるよう指導し、3月末までに全小学校に日常点検記録用紙（様式）の提出を求めて確認を行います。 【学校教育課】</p>

2 令和2年度 監査報告書V（行政監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>(1) 遊具の安全管理に関して、主管課が定めた管理手順が各保育園に浸透しており、適切に対応されていることを認めた。 今後、人事異動により職員が替わっても、現行システムが着実に引き継がれるよう徹底するとともに、「遊具安全点検マニュアル」の改訂を行いながら事故防止に努められたい。なお、マニュアルの改訂の際には、経過がわかるよう改訂日を表記されたい。</p>	<p>(1) 園や担当者に人事異動があっても、遊具点検などの安全管理が着実に引き継がれるよう、毎年度の職員研修などにより徹底を図ります。また、マニュアル改訂の際には、改訂履歴を記載するよういたします。 【子育て支援課】</p>
<p>(2) 安全措置に苦慮している遊具について他自治体の取組事例を参考にするなど工夫して安全対策に取り組まれたい。</p>	<p>(2) 他自治体の取組事例等を調査研究し、安全対策に向けての取組を開始しました。また、日本公園施設業協会により毎年開催される「遊具の日常点検講習会」にも参加し、他県の情報も参考に更なる安全対策に取り組んでいきます。 【土木課】</p>

検討要望事項	措置状況
<p>(3) 年に3回、公園管理の担当職員による遊具の安全点検が行われているが、点検の際に使用する「遊具等安全点検票」に、遊具の周囲の侵入物（木の枝や害虫）の状況や聴音診断等の点検項目を加えて、更なる適切な安全点検の実施に努められたい。</p>	<p>(3) 土木課自主点検用の「遊具等安全点検票」について、聴音診断の項目を2箇所追加し、植栽木の剪定・伐採及び害虫の発生についても点検項目を追加した様式に変更しました。</p> <p style="text-align: right;">【土木課】</p>
<p>(4) 公園で事故等が発生した際に速やかに対応できるよう、且つ職員の人事異動も考慮して、危機管理等の対応マニュアルを整備されたい。</p>	<p>(4) 公園に関する危機管理等の対応についてマニュアルを作成し、職場に掲示すると共に、当直にも配備しました。</p> <p style="text-align: right;">【土木課】</p>
<p>(5) 遊具の点検業者が作成した「遊具点検結果報告書」に記された遊具の判定結果について、主管課と施設管理者（小学校）において、遊具の使用可否の状況が明確に認識されていないことを認めた。主管課は点検業者の協力を得て、使用可否の判定基準をわかりやすく整理し、明文化した上で、施設管理者と情報共有を行い、主管課と施設管理者で連携を図りながら適切な遊具の安全管理に努められたい。</p>	<p>(5) 定期点検における遊具の使用可・使用不可についての判断基準は、社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準」により判断されていますが、判定結果と使用可否の判断基準の関連をわかりやすくするための表を3月中に作成し、小学校と情報共有します。</p> <p>使用不可と判定されたものについては、使用禁止とした上で専門業者と相談しながら撤去または修繕を行い、修繕内容等については遊具台帳に記載し明確化した上で、学校と情報共有を図りながら、連携して適切な遊具の安全管理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
<p>(6) 一部の小学校に、PTAや卒業生等が設置した遊具が存在していることを認めた。すべての小学校において、これらの遊具の実態を把握するとともに、今後の管理方法や事故が発生した際の責任の所在を明確にされたい。</p>	<p>(6) 遊具と認められるものについては、学校教育課が各小学校を回って、PTAや卒業生等が設置した遊具も含めて、その実態を把握しました。遊具の基準に合わないものは、使用を停止した上で、学校から学校運営協議会を通じて、撤去の可否について検討を依頼しています。基準に合致しているものは、学校の所有と位置付け、定期点検、日常点検を行って、不具合が生じた場合は、撤去・修繕を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>

検討要望事項	措置状況
<p>(7) 各小学校が、自ら定めた点検結果記録用紙により遊具の日常点検を実施しているが、点検内容について学校間で統一性がないことを認めた。主管課として、各小学校における遊具の点検内容を把握し、点検項目から遊具周囲の状況など必要な項目が漏れていないかをチェックし、すべての小学校で適切な点検が実施されるよう横展開されたい。また、小学校の点検管理者を対象に講習会を実施するなど点検に必要な力量を保持するための取組を検討されたい。</p>	<p>(7) 年度末までに、全小学校に日常点検記録用紙(様式)を提出してもらい、必要な点検項目等について漏れないか確認し、漏れがある学校については、4月末頃までに様式への追加、修正等を指導し、点検内容を統一します。</p> <p>また、専門業者による遊具点検の際に小学校の点検管理者もしくは校長・教頭に同席をお願いし、必要な力量を培ってもらいます。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>